

280329

## 平成 28 年度消費生活センター関連予算

## ○ 28 年度当初予算額

(単位:千円)

		平成 28 年度	平成 27 年度	備 考
当初予算額		501,212	425,635	26 年度補正分含む
内 訳	一般財源	130,140	136,356	一部大阪市負担分を含む
	消費者庁 基金・交付金	369,849	288,056	
	大阪府	(118,720)	(52,633)	消費生活C以外の所属分を含む
	市町村	(251,129)	(235,423)	
	日銀 金融普及啓発費	1,223	1,223	

※利子を除く

## ○平成 28 年度施策実施に係る重要な視点と主な取組

## 1. 特性等に配慮した的確な情報提供・啓発及び相談体制の充実・強化等

高齢者、障がい者、若者など特に配慮を要する消費者の被害の未然防止、拡大防止のため、庁内関係各課等との連携を図り、適切な情報提供等を実施

## ○高齢者等の消費者トラブル未然防止事業

- ・府政だよりでの啓発記事掲載 【28 予算 19,200 千円】 ㉑ 288 万部発行
- ・高齢者の見守り体制の構築 【28 予算 10,356 千円】
  - \* 見守り者向け講座、見守りボランティアの養成講座等 ㉑ 延べ 20 回開催
  - \* 地域での高齢者等の集まりへの講師派遣 ㉑ 162 回
  - \* ㉑ 福祉部と連携した見守り強化
- ・大阪府警察が実施する被害防止啓発はがき郵送事業への協力 【28 予算 1,933 千円】
  - ㉑ 郵送件数 約 30,000 件 (予定)

## ○若者向け消費者トラブル未然防止事業 【28 予算 527 千円】

- ・若者向けホームページの運営・管理

## ○視覚障がい者向け点字刊行物作成 【28 予算 719 千円】

- ・生活情報誌「くらしすと」の点字刊行物作成 ㉑ 年 4 回発行

## 2. 消費者教育の充実・強化

庁内関係各課の連携を強化し、協力して、多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育を推進

## ○消費者問題への関心を高めるイベント等の実施、消費者教育・啓発の機会の提供、啓発資料等の作成等

- ・府市共同発行生活情報誌「くらしすと」の発行 【28 予算 3,400 千円】
  - ㉑ 年 4 回発行 30,000 部/回
- ・大阪府・市共催講演会 【28 予算 414 千円】 ㉑ 1 回開催
- ・高校生期における消費者教育
  - \* 高校生による高校生への消費者教育 【28 予算 4,110 千円】 ㉑ 10 校実施
  - \* ㉑ 消費者教育教材作成 【28 予算 3,097 千円】

※教育委員会と連携して、高校教員が消費者教育を行うにあたり参考となる、授業の進め方の記載とワークシートをセットにした資料（消費者市民社会の構築、契約・金融制度、生活設計等のテーマを設定）を作成し、学校現場で活用してもらう。  
検討にあたっては、専門の学識経験者のご意見も聞きつつまとめる。

- ・大学生期における消費者教育 【28予算 3,256 千円】  
（**新**リーダー育成研修、一部**新**大学生による消費者啓発、ボランティア活動の実施、**新**学生間交流・検討会の実施）
- ・消費者フェアの開催（啓発イベント、消費者団体による発表ほか）【28予算 6,352 千円】  
⑦ 1回開催
- ・消費者教育講師派遣 【28予算 1,752 千円】  
地域、学校（学生）における消費者グループの自主学习を支援 ⑦21回実施

○消費者教育の人材（担い手）の育成及び活用

- ・教職員等への研修 【28予算 2,462 千円】 ⑦17回実施

3. 各主体の役割分担に応じた取組と連携

府は、府域の中核的センターとしての専門性・広域性を発揮し、市町村支援事業等の強化を図り、高度化・巧妙化する消費者被害への府域全体における対応力を高める

○消費生活相談及び苦情処理

- ・府消費生活相談窓口の高度化・専門化研修 【28予算 1,278 千円】 ⑦12回実施
- ・苦情相談、技術相談、商品テスト 【28予算 45,529 千円】

○市町村の相談窓口強化（市町村への支援）

- ・市町村消費生活行政職員等研修 【28予算 183 千円】 ⑦ 3回実施
- ・市町村消費生活相談員レベルアップ研修（上級・中級）【28予算 5,212 千円】 ⑦ 22回実施
- ・弁護士による法律相談の実施  
【28予算 389 千円】 ⑦：22回 30事例（うち、緊急相談15回 15事例）※H.28.3.15現在
- ・共同事例研究会 <大阪弁護士会と共同で実施：予算措置なし> ⑦：11回 11事例
- ・消費生活相談窓口職員専用ウェブサイトの運用 【28予算 3,213 千円】

4. 法令等に基づく事業者指導等

法令、条例に基づく悪質な事業者に対する厳正な取締り等を実施

○特定商取引に関する法律や消費者保護条例に違反する不当な取引行為を行う悪質事業者に対する行政処分・指導等の実施 ⑦処分1件、勧告1件、文書指導1件、口頭指導1件

○景品表示法に違反する不当な景品類の提供や表示を行う事業者に対する措置命令・指導等の実施  
法改正により H26.12.1 より措置命令権、合理的根拠提出要求権等が都道府県知事に委任された。

⑦：文書指導2件、口頭指導6件

○事業者に対する法令等の説明会の開催、イベント等における講演会の実施

⑦：特商法説明会2回、延べ参加事業者数162人、景表法説明会1回、延べ参加事業者数165人